

梅ちゃんご免なさい！

梅ちゃんタジタジ！！

7月21日、大阪第二運輸所の梅坂運転科長に、《8月の運転計画見直しに伴う8月の勤務指定について》（運転掲示第12号）について抗議しました。

- **組合員**：梅坂科長！運転科掲示第12号について、教えてください。
- **科長**：25日勤務発表時、交番月乗務員は従来通りで、予備月乗務員は行路指定なしで一旦白紙で発表しますが、休日・休暇・出張等は発表します。
- **組合員**：そもそも、出退勤時刻の明示は労働条件の最たるものだ、まずは労働組合に説明し謝罪すべきです。掲示1枚で済む問題ではないです。
- **科長**：支社から組合に説明されていないんですか？
- **組合員**：されていない。支社に私から抗議されたと報告して下さい。
- **科長**：報告します。
- **組合員**：一旦白紙とは、6月勤務発表で5月25日に勤務発表され、月末に変更された勤務が再発表されたが、同じイメージですか？
- **科長**：はい。
- **組合員**：就業規則第55条は、理解されてますよね？
- **科長**：はい。
- **組合員**：労基法とか裁判とか聞いても答えて貰えないからやめませんが、労働条件・出退勤時刻を明示する義務があるとの認識はありますか？

- 科 長：あります。
- 組合員：じゃ！25日勤務発表で空白なしで明示する義務があると認識しながらやらない！これを不法行為と言うんですよ。出来ない理由は？
- 科 長：当初予定されていた臨時列車本数が変更された為です。内勤者は残業して作成しています。
- 組合員：1948本から666本に減便された事ですかね、増便なら理解できる1/3以下に減便ですよ、科長をはじめ内勤の皆さんは優秀じゃないですか、まだ4日もあるから余裕でしょ。労基法違反、不法行為をまだまだ続けるの？【マニュアル厳守しろ！ルールを守れ！規律規範！】と乗務員だけに強要しているが、まず会社が襟を正すべきです。
- 科 長：労基法違反？それがなかなか難しい作業なんですよ。
- 組合員：いや！科長なら出来る。で、5所統一なの？
- 科 長：はい！5所統一です。
- 組合員：東京は今月、在宅日勤指定されているが、大阪はないのですか？
- 科 長：日勤はありますが、在宅日勤はありません。
- 組合員：6月以降、多くの日勤指定者がいるが、私にも指定して下さい。
- 科 長：ワンステップされますか？
- 組合員：規程の訂正する為です。最後に再確認します。支社に労働組合に説明しなかった事に対して抗議があった事を報告する事と、25日勤務発表で労働条件・出退勤時刻を明示するよう抗議します。
- 科 長：まあ、頑張りますが、なるべく早く変更した勤務を発表します。
- 組合員：駄目です就業規則を厳守して下さい。

『憲法・労基法・就業規則』
全てに違反！
いつまで不法行為を続けるのか
？もういい加減に自覚したらど
うだ！率先して会社は襟を正す
べきだ！！